

オバマ政権の労働組合政策

沼田, 雅之 / NUMATA, Masayuki

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

639

(開始ページ / Start Page)

5

(終了ページ / End Page)

14

(発行年 / Year)

2012-01-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008857>

オバマ政権の労働組合政策

沼田 雅之

はじめに

- 1 被用者自由選択法案の推移
- 2 被用者保護を目的とする一連の大統領令
- 3 ベッカー氏のNLRB局委員への任命

おわりに

はじめに

2008年の大統領選挙で勝利したオバマ大統領は、その選挙期間中にAFL-CIOをはじめとした労働組合の強力な支援を受けたとされており、これに呼応するように、当時のオバマ陣営はその選挙期間中から労働組合寄りとも捉えられる政策に言及をしてきたのである。このことから、大統領就任後は、集団的な労使関係法のリベラルな方向での進展が予想されたのであったが、オバマ大統領のその意気込みに反して、被用者自由選択法のとん挫に見られるように、必ずしも順調な政策展開がなされているわけではない。その一方で、NLRBのメンバーの任命には、大統領の強い「意志」が窺える部分もある。その点を含めて、これまでのオバマ政権における労働組合政策について概観してみたいと思う。

1 被用者自由選択法案の推移

(1) 被用者自由選択法の内容

オバマ大統領が就任した後に、集団的な労使関係法の分野で特に注目を集めたのは、2009年3月に連邦議会に提案された被用者自由選択法（Employee Free Choice Act）⁽¹⁾案である。

この被用者自由選択法は、直接的には集団的労使関係に関する法的枠組みを定めた全国労働関係

(1) Employee Free Choice Act of 2009, H. R. 1409, 111th Cong. (2009). A prior bill, the Employee Free Choice Act of 2007, H. R. 800, 110th Cong. (2007), passed the House of Representatives, but a cloture motion in the Senate was defeated on June 26, 2007.

法（NLRA）の改正を目的としたものである。そしてその意図は、被用者が労働組合の結成、加入、支援をすることをより容易にすることを狙ったものとされ、具体的には次のような内容である（内容は、連邦下院で審理されていた内容に準拠している）。

①被用者の労働組合の結成、加入の促進

「組合授権カード」によって過半数の被用者の支持が得られていることが判明すれば、全国労働関係局（NLRB）は、代表選挙を行うことなく、排他的交渉代表であることを認証しなければならない。

また、排他的交渉代表として新たに認証を受けた労働組合については、使用者に対して以下の義務が課せられる。

i 労働組合等から書面による団体交渉の申入れを受けてから10日以内（当事者の合意があれば、期間を延長することが可能。）に、使用者は団体交渉に応じ、労働協約締結に向けた合理的な努力をしなければならない。

ii 交渉開始から90日（当事者の合意があれば、期間を延長することが可能。）を経過しても妥結に至らない場合は、各当事者は連邦調停あっせん局（FMCS）に通告し、あっせんの開始を求めることができる。

iii あっせんの開始から30日を経過しても紛争解決に至らない場合は、FMCS仲裁委員会は、仲裁の裁定を行うことができ、両当事者は、両当事者で新たな合意がなされない限り、その仲裁案に2年間拘束される。

②組合結成過程の不当労働行為

組合結成過程、または、初めて締結される労働協約について合意するまで、使用者は組合を支持している被用者を差別的に取り扱ってはならず、その者を違法に解雇した場合には、NLRBは単なるバックペイに加えて、二倍増しの支払い（事実上の三倍賠償）を命じることができる。

NLRBまたは裁判所が、その違反につき、故意または反復的なものであると認めた場合には、事件ごとに20,000ドルの制裁金（刑事罰ではなく民事罰との位置づけ。）を課しうる。

なお、①にある「組合授権カード」であるが、現行のNLRAでは、排他的交渉代表制が採用されており、被用者による無記名・秘密投票によって、被用者の過半数の支持がなければ、たとえ労働組合といえども使用者と団体交渉をすることはできない。よって、この排他的交渉代表を決する選挙が重要である。一般的な選出方法としては、単位被用者のうち30%を超える支持を取り付けた上で、排他的交渉代表になろうとする者（通常は、労働組合）が、NLRBに選挙の実施を申請することができる。この30%超の支持については、「組合授権カード」に被用者が署名することによってそれを証明するという手段が広く用いられている。この被用者自由選択法では、過半数の支持があれば、選挙を行うことなく排他的交渉代表が選出される点が、これまでとの大きな違いである。

被用者自由選択法の内容は以上であるが、中でも世間の大きな関心を集めたのが上記①の「組合授権カード」のチェックによる排他的交渉代表の認証規定であり、これを「カード・チェック条項」と通称するのが一般的である。

(2) オバマ大統領就任以前の状況

この被用者自由選択法は、2008年の大統領選挙以前から連邦議会に法案が提出され、論争が繰り広げられていた。そして、オバマ大統領自身もこの法案には大きな関心を持っていたようである⁽²⁾。まず、大統領選挙に先立つ民主党の全国大会（2008年8月25日～）で採択された政策綱領では、この被用者自由選択法の立法化について言及がなされている。民主党の政策綱領では、「正当な報酬が約束された良質な雇用（Good Jobs with Good Pay）」という項目がおかれ、ブッシュ政権下の経済政策によって、多くの職で正当な報酬が保障されなくなっているとし、民主党の政権では、正当な報酬や給付が約束される良質な雇用を創出することを経済政策の柱にするとしている。この目的を達成するためには、公正な分配が欠かせないとし、この公正な分配を通して貧困者を減少させ、中産階級の人口を増加させることが必要であるとしているのである。そして、そのためには、被用者の団結権を強化することが必要であるとされ、この団結権の強化という目的の中心に位置づけられているのが、この被用者自由選択法なのである。

オバマが大統領に就任した直後にも、各インタビュー等に応える形で、この被用者自由選択法に言及し、法案の成立に前向きな意向を示していた。ただし、是が非でも法案を通したいということではないようで、話し合いによる妥協を含めた幅広い合意を求めているようである。なお、バイデン副大統領は、本法案の1年以内の採決がのぞましいとして、より積極的な見解を述べている。

(3) 法案に対する反対論

ところで、本法案には強力な反対論が展開された。この反対論の中には、労働組合の権限強化に対する感情的な警戒感があるのは当然であろう。しかし、主要な反対論は、「カード・チェック条項」が、被用者の投票の秘密を侵害するのではないかという根本的な疑問であった。被用者自由選択法では、「組合授権カード」の意思表示が過半数を超えているか否かは、一義的には当該職場において判断されることになる（そうでなければ過半数を超えたことを理由としてNLRBに対して認証を請求できない）。これでは、使用者や組合のオルガナイザー、あるいは同僚に、特定の被用者がどのような投票行動を行ったのかを把握されかねない。共和党を中心とする、「投票の秘密はアメリカの基本的価値である。」とする批判には一定の説得力があるのであった。そして、マスコミによる報道もあり、議会における対立は次第に先鋭化していったのである⁽³⁾。

これに対して、一部の州では以前から選挙によらず、カード・チェックをすることによって、排他的交渉代表を選出する手続きが定められている⁽⁴⁾とか、労働法の役割は、労働組合の組織化における迅速な処理がなされる利益を確保することにあると主張するものなど⁽⁵⁾、法案に対する賛

(2) 2007年当時上院議員であったオバマは、被用者自由選択法の2007年法案の際には、共同提案者の一人であった。

(3) たとえば、共和党は「Secret Ballot Protection Act（秘密投票保護法）」案を提出するなどして対抗した。

(4) ニューヨーク州の「カードチェック条項」に関する歴史、経験についてまとめたものとして次の文献を例示しておく。William A. Herbert, *Card Check Labor Certification: Lessons from New York*, 74 *Alb. L. Rev.* 93 (2010).

(5) NLRA等の労使関係法の目的から「カードチェック条項」を肯定的に評価する文献として、次のものを例示しておく。Benjamin I. Sachs, *Enabling Employee Choice: A Strural Approach to the Rules of Union Organizing*, 123 *Harv. L. Rev.* 655 (2010).

成の立場からの強力な補強もなされたが、2009年6月になると、同じ民主党の上院議員からも反対の立場を明確にする議員⁽⁶⁾も現れ、次第に被用者自由選択法の上院可決は困難な情勢となる。2009年6月19日のニューヨーク・タイムスの報道によれば、上院でフィリバスター（議事妨害）が成立することが確実になったようであり、事実上、被用者自由選択法の成立はとん挫することになったのである。

被用者自由選択法の成立に失敗した直後の2009年8月、オバマ大統領はAFL-CIOの幹部の前で、「我々は、この被用者自由選択法案成立のために戦い続けなければならない」と語り、さらに法案成立に対する意欲を示したとされているが、その後も上院での法案成立の目処はまったくたっておらず、その意欲に反して前途は多難である。

2 被用者保護を目的とする一連の大統領令

(1) 大統領令の発令

前章で説明したように、被用者自由選択法の成立は事実上とん挫したわけであるが、オバマ大統領が就任した直後である2009年1月には、被用者保護を目的とする大統領令が、同じ日に同時に3本も発令された（1月30日）。翌月の2月にはさらに1本の大統領令が発令されることになる。この当時の大統領の被用者保護に対する意欲は、相当なものであったことがうかがわれる証左であろう。これら的大統領令の内容は、おもに連邦政府と契約関係にある者に対する公契約規制という形をとりつつ、間接的に被用者の保護を及ぼそうとするものである。以下、順にその内容について説明したいと思う。

(2) 大統領令13494号

大統領令13494号⁽⁷⁾には、「政府契約の経済性」とのタイトルが付されているが、その内容は、団体交渉等における使用者から被用者への干渉を回避することを目的としたものであり、強く被用者の保護を目的としたものである。

まず、その第1条では、政府契約の経済性と効率性を促進することを目的とすることが宣明されている。しかしその一方で、「この命令は、合衆国政府の請負業者における労使紛争から、合衆国政府は中立でなければならぬとの政策とも一致したものである。」としており、この大統領令の真の性格がうかがえる。つまり、経済性という説得材料をもって、連邦政府と契約関係にある請負業者等の被用者の保護を正当化しようとするものであることは明らかである。この第1条を受けて、第2条では、被用者の労働組合の結成やその代表者を通じた団体交渉の権利を行使するか否か、あるいは行使の方法に関する（使用者の）説得活動に用いられるいかなる費用についても、合衆国政

(6) たとえば、デラウェア州出身の民主党上院議員であるThomas Carperは、「カード・チェック条項が存在している限り、被用者自由選択法案には賛成できない」としている。なお、Thomas Carperは、被用者自由選択法の共同提案者の一人であった。

(7) Exec. Order No.13,494, 74 Fed. Reg. 6101 (Feb. 4, 2009).

府の契約に適用される支払いから除外されると具体的に規定するのである。さらに第4条では、その認められない支出例として、資料の作成配布、法律顧問やコンサルタントへの依頼、ミーティングの開催（有給の会合を含む）、勤務時間中に行われる管理者、監督者、または組合の代表者による活動の計画または実施、が列挙されている。その一方で、請負業者とその被用者の良好な関係を維持する諸活動、たとえば、使用者による説得を目的としない労使の委員会活動や被用者の出版物等への支出はそれに含まれないとしている（第3条）。

（3）大統領令13495号

この大統領令13495号⁽⁸⁾は、本稿のテーマである集団的な労使関係を規律することを目的とした内容ではない。しかし、2009年1月30日に出された一連の被用者保護を目的とする大統領令の一つであり、オバマ政権の被用者保護の姿勢が色濃く反映したものとして参考となることから、あえてこの場で紹介をしたいと思う。大統領令13495号のタイトルは「サービス契約における被用者の雇用安定」であり、前項で説明した大統領令13494号と比較すると、より強く直接的に被用者の保護を打ち出したものとなっている。この大統領令の目的については、その前文で詳細に言及されており、具体的には「(合衆国政府との) サービス契約が満了し、それにつづく契約も同じ場所、同じサービスを内容とする場合、その後継の請負業者またはその下請業者は、多くの場合、前契約業者の被用者の大半を雇用するが、その一方で、後継の請負業者またはその下請業者が、このような前契約者の被用者を追い出し、新しい労働力を雇用することもある。しかし、後継の請負業者が、前契約者の被用者をそのまま雇用することは、連邦政府の調達上の経済性と効率性という利益に寄与する。なぜなら、前契約者の被用者を継続して雇用することは、連邦政府のサービスに関する委託を受けた請負業者間の移行期間中のサービス提供の中断を低減し、連邦政府の職員、施設、および要請に精通している経験豊富な熟練労働力が継続して提供されることになるからである。」とされている。

第1条では、連邦政府のサービスを提供することを目的として委託契約を締結する際に、同じ場所において同様のサービスを提供する後継の請負業者またはその下請業者に対して、前契約者の被用者に雇用の申入れをすることを義務付ける条件を課すことを定める。具体的な契約条件の内容は次のとおりである（第5条）。

- 「(a) 本契約の効率的な実施のために、請負業者及びその下請業者は、本契約に別途規定されている場合を除き、本契約の締結によって、あるいは前契約者との契約期間の満了によって、前契約者との契約の下で雇用され、その雇用が終了する被用者（管理者、監督者はのぞく）に対して、誠実に優先的雇用の申入れをしなければならない。請負業者とその下請業者は、この契約の効率的な遂行のために必要な被用者の数を決定しなければならない。その際、この業務の実施に関連して前契約者に雇用されていた被用者数よりも少なく雇用することを選択することができる。
- (b) 項で規定する場合をのぞき、本契約上雇用の欠員はないとされ、請負業者及びその下請業者は、この義務を完全に遵守しなければ、何人に対しても、この契約の下で雇用を提供してはなら

(8) Exec. Order No.13,494, 74 Fed. Reg. 6103 (Feb. 4, 2009).

ない。請負業者及びその下請業者は、上記の被用者に対して、個別に、明示的に雇用の申入れをしなければならず、また、請負業者及びその下請業者は、被用者がその申入れに同意すべき期間についても明示しなければならないが、その期間は10日を下回ってはならない。」

「(b) (a) 項の規定にかかわらず、請負業者および下請業者は、(1) 本契約の開始より前に、少なくとも3か月間、他の使用者にレイオフ、あるいは解雇されたものを、請負業者または下請業者のために被用者を雇い入れることができ、(2) 1965年のサービス契約法で定義されるサービスに従事する被用者に該当しない前契約者の被用者に対して優先的雇用の申入れをすることは義務付けられず、また、(3) 特定の被用者の過去の職務執行に基づき、本業務の遂行に問題があると合理的に思慮される場合は、請負業者またはその下請業者は、優先的雇用の申入れを行うことを義務付けられない。」

「(c) 連邦調達規則 52. 222~41 (N) に従い、請負業者は、本契約終了の最後の月において、少なくとも本契約が終了する10日前までに、本契約に基づき従事し、およびその下請業者でサービスに従事している被用者の名前を、契約担当者に提供しなければならない。このリストには、現在または前契約者、そしてその下請業者を含む、本契約およびその前契約に基づいて雇用された各被用者の雇用した日についての情報も含まなければならない。政府の契約担当者は、このリストを後継業者に提供し、被用者またはその代表者の要望があれば、必ず提供しなければならない。」

「(d) 労働長官（以下、長官）が、請負業者またはその下請業者が、本契約条項、規則、長官令に反していると決定した場合には、請負業者またはその下請業者は、大統領令、規則、関連する長官令、またはその他の法令により、適切な制裁が命じられ、あるいは救済措置が課せられる。」

「(e) 本契約の下でサービスを実行するためのすべての下請業者に対して、請負業者は、前契約者とその下請業者と同様に、本契約のもとで業務に従事している前契約の下請業者あるいは下請業者らの被用者に関して、本項の (a) ~ (b) の各項の要求事項を遵守するよう、各下請業者との契約に当該規定を設けなければならない。下請業者らは、本大統領令第5条 (c) に定める情報について、請負業者からの求めがあれば、当該下請業者の被用者の情報について提供することを義務付ける条項を、請負業者との契約に設けなければならない。〈以下略〉」

これら規定をみてわかるとおり、この大統領令は、ある種の公契約規制を内容としたものとなっている。日本においても、指定管理者制度を含め公的なサービスが民間に委ねられ、その指定管理者等が変更となることによる行政の継続性や、従事していた労働者の雇用の不安定性が問題となっているが、この点大いに参考となる内容である。

(4) 大統領令13496号

大統領令13496号⁽⁹⁾は、「連邦労使関係法に基づく被用者の権利の通知」と題されている。この大統領令の目的として、「政府調達の経済性と効率性の促進」があげられているが、この点は先

(9) Exec. Order No.13, 494, 74 Fed. Reg. 6107 (Feb. 4, 2009).

に紹介した大統領令13494号と同様である。そして、「連邦政府が財やサービスの契約をする際には、労働に関する不安定要素によって請負業者の業務が停止せずに、その契約が実行されることを期待することになる。被用者がNLRAを含む連邦の労使関係法で認められている権利について十分に告知されることによって、産業平和の実現は最も容易に達成され、被用者の生産性が強化されるのである。」とし、NLRAで認められている団体交渉の促進、団結権、排他的交渉代表を通じた労働条件の維持改善等の諸権利に言及し、「連邦労使関係法上の諸権利を被用者に告知している請負業者を信頼することによって、連邦政府の契約の効率的かつ経済的な補完を促進することになる。」とするのである。

これを受けて第2条では、一定の例外を除き、連邦政府が締結する契約には下記の条項がなければならぬとしている。

「1. この契約の期間中、契約者は長官が定める大きさ、形および内容に従って、本契約に関する業務に従事しているNLRA上の被用者のいる事業場の目立つ場所（被用者が物理的あるいは電子的に認識できるすべての場所を含む。）に、掲示することに同意しなければならない。その掲示には、連邦規則に基づき長官が決定した内容が含まれたものでなければならない。」

「2. 契約者は、すべての長官告示、関連規則、長官の命令を遵守する。」

このほか、この契約条件を遵守しない場合の契約の解除等が定められ、また、下請業者に対しても同種の義務が履行されるよう、契約者に対して、当該下請業者との契約条件に同趣旨の規定を盛り込むことも義務付ける内容の契約条件の設定も求めている。

なお、この掲示に記載すべき事項⁽¹⁰⁾としては、「NLRAによって被用者に認められている権利⁽¹¹⁾」と「NLRAが使用者に対して禁じている行為⁽¹²⁾」がある。このように、大統領令13496号は、大統領令13495号と同種の公契約規制であるが、その内容がNLRAといった、労使関係法のものに特化した点が大きな特徴となっている。

(5) 大統領令13502号

大統領令13502号⁽¹³⁾は、「連邦建設プロジェクトのプロジェクト労働協約の使用」とのタイトル通り、連邦が発注する大型建設プロジェクトに際し、あらかじめ用意された労働協約を、建設作業に従事するすべての契約者に対して提供することを、公契約として求めるものである。連邦が発注する建設プロジェクトでは、円滑にその建設が進められることが必要であるが、その建設作業に従事する被用者の確保は必ずしも容易ではない。また、大型のプロジェクトでは、複数の建設会社に参加しており、たとえば一使用者のもとで労働争議が発生すれば、他の使用者、ひいてはプロジェクト全体への悪影響は避けられないことになる。

(10) 29 CFR Part 471 Appendix A.

(11) たとえば、「賃金、労働時間、その他の労働条件について、使用者と団体交渉するために労働組合を結成すること」などのほか、6項目の内容の掲示が求められている。

(12) 「労働時間外に、労働組合に対して相談をすることを禁止すること。」などのほか、12項目の内容の掲示が求められている。

(13) Exec. Order No.13,494, 74 Fed. Reg. 6985 (Feb. 11, 2009).

そこで、この大統領令では、事前に作成された労働協約を使用し、それを受託した建設会社に利用させることによって、連邦が発注する工事契約の効率的かつ迅速な完了を促進することを、その目的としているのである。

この大統領令では、大規模建設プロジェクトに関連して契約を締結し、またはそのような契約に基づき資金を執行する場合には、連邦の執行機関は、プロジェクトごとに、契約者に対してプロジェクト労働協約の使用を求めることができると規定し、このプロジェクト労働協約を契約者に利用させることによって、(1) 労使間の安定性をもたらす、安全衛生、均等な雇用機会、労働基準、その他の事項を規制する法令の遵守を確保することによって、連邦政府調達での経済性と効率性を達成することが可能となり、(2) 法とも調和しようとしている(第3条(a)項)。また、連邦の執行機関は、プロジェクト労働協約の仕様を決定し、その内容が第3条(a)項の(1)および(2)の内容を満たすために必要と判断したときは、連邦の執行機関は、すべての請負業者および下請業者に対して、適切な労働組合とのプロジェクト労働協約に関する交渉当事者となることを要求できるとされている。さらに、すべてのプロジェクト労働協約は、この大統領令に規定する内容に合致するために、①関連するすべての規定や契約を通じて、契約者とその下請会社を拘束させること、②すべての契約者とその下請業者に対して、労働協約の交渉当事者であるか否かにかかわらず、契約や下請契約のために競争することを保証するものであること、③ストライキ、ロックアウト、その他の業務障害に対する保証条項を含むものであること、などを求めている(第4条)。

このように、連邦発注の建設作業現場に限定した規制ではあるが、雇用や安全衛生に問題をかかえるこれらの現場に、一定の労働条件を課して建設作業現場の労使紛争を未然に防止し、被用者の労働条件の維持を図るこの取り組みは、劣悪な労働条件や労働環境のもとにおかれやすい建設作業員の労働条件の維持改善にとって、興味深い取り組みであると評価できよう。

3 ベッカー氏のNLRB局委員への任命

被用者自由選択法の成立に失敗した議会民主党とオバマ大統領であるが、NLRBの局委員会の委員の任命では、一定のイニシアチブを確保することになった。

NLRBの組織について簡単に説明をすると、NLRAの運用を行うNLRBは、局委員会と事務総局によって構成される。局委員会が、不当労働行為の判定を行い、不当労働行為があれば救済命令を発するのに対して、事務総長が指揮する事務総局は、不当労働行為の主張・立証を行う機関である。

したがって、この判定機能を担うNLRBの局委員会の役割は重要である。そしてこのNLRBの局委員会は、5人の委員で構成され、各委員は、上院の承認を得たうえで大統領によって任命されることになる。その任期は5年である。これらの委員の構成によっては、その政党支持関係から不当労働行為の判断に大きな影響を与えることがある⁽¹⁴⁾ため、その人事には注目が集まるのである。

このBecker氏の任命が話題になった2009年3月の時点では、この局委員会の委員は、2名しか

(14) 奥野寿「政権交代とNLRB命令の変転」『日本労働研究雑誌』569号 97-98頁。

おらず、3つのポストが空席となっていた。2名の委員は、それぞれSchaumber委員とLibman委員で、前者は共和党を支持し、後者は民主党支持の委員であった⁽¹⁵⁾。5名の委員のうち、一方の政党の支持者が3名を超えないという慣行上のルールがあるものの、3名の委員の席が空白であることは、より大統領の政策に近い人選をおこなって主導権を確保する絶好のチャンスでもある。ましてや、Becker氏が労働組合政策についてリベラルな立場でもあり、被用者自由選択法が事実上とん挫している状況では、NLRBの解釈を通じて同じ効果を期待しうる状況でもあるオバマ大統領にとって、大きな政治的チャンスでもある。

2009年4月オバマ大統領は、空席の局委員会のポストに、Craig Becker, Mark Pearce, Brian Hayesの三氏を指名した。Pearce氏は、労働関係の事件を扱う弁護士として活躍し、指名当時は、ニューヨーク州労働省内の準司法機関の委員であり、民主党支持でもであるとされているが、上院内の共和党にも大きな反対の声はなく、この人事に関しては、とくに大きな問題はなかった。一方、Hayes氏は議会共和党の労働政策を担当する理事であり、上院での承認にはまったく問題のない人選である。

問題は、Becker氏である。Beckerは、AFL-CIOなどの労働組合の法務担当責任者であり、一貫して労働組合を擁護する立場から弁護活動を繰り広げてきた。とくに問題となっているのは、氏のこれまでの論文での主張である。たとえば、1993年の論文では「排他的交渉代表の選挙に対して、使用者の法的利益を奪うべきである」⁽¹⁶⁾との主張をしていることから、リベラルの中でもラディカルな立場であると考えられ、議会共和党を中心に反発が広がることになった。

連邦議会上院における討論では、アリゾナ州出身の共和党議員であるJohn McCainを中心に強力な反対論が展開された。McCain氏曰く「Becker氏は、NLRB内で労働組合の主張を直接代弁することになる」と厳しい。さらに、McCain氏は、Becker氏の承認についてはフィリバスター（議事妨害）で徹底的に反対する姿勢を見せたことから、Becker氏の承認はかなり困難な情勢となったのであった。そして、オバマ大統領による指名後約1年経過した2010年2月9日、Becker氏の承認に関する議案は事実上否定されたのである⁽¹⁷⁾。

これに対して大統領は、Becker氏の承認手続きについて白熱した議論が展開していた時から、上院で事実上の否決がなされれば、議会休会中における任命（recess appointment）により、一時的な任命に踏み切ることを示唆していたが、実際、議会休会中の2010年3月27日、大統領は空席のNLRB局委員会の3つのポストのうち、2つについてBecker氏とPearce氏の一時的任命を断行した（この時、その他の未承認の人事を含め計15名の一時的任命をおこなっている）。その際の大統領のステートメントでは、Becker氏の実事上の未承認に対する表立った批判は控え、多くの未承認人

(15) 本稿執筆時点では、いずれの委員も任期が切れて退任している。

(16) Craig Becker, *Democracy in the Workplace: Union Representation Elections and Federal Labor Law.*, 77 Minn. L. Rev. 495, 1993, at 500.

(17) アメリカの連邦議会上院では、院内の少数派が議決に抵抗するフィリバスター（議事妨害）が認められ、このフィリバスターを中止させるためには、5分の3以上の討論終結決議が必要である。2010年2月の討論終結決議では、賛成52、反対33で否決されて、議事妨害が成功したことになり、事実上Becker氏の承認は否決されたことになる。この際、一部の民主党議員も反対にまわっている。

事がある点を共和党政権時代と比較しながら一時的任命を正当化するもので、直接的には政治的な
思惑によって人事を停滞させている議会共和党の対応を批判したものであった。

その後、2010年6月22日にはPearce氏とHayes氏の承認が上院で可決され、Pearce氏は正式に局
委員会の委員に任命された。これに対して、Becker氏は一時的任命状態のままであり、その暫定的
な任期は2011年12月までとされていることから、今後のオバマ大統領と連邦議会上院の対応が注
目されるのである。

おわりに

以上みてきたように、集团的労使関係に関する、オバマ大統領の大統領選挙期間中の大きな公約
の一つである被用者自由選択法の可決は困難な情勢のままである。その点、支持団体の一つである
AFL-CIOとの関係を考えれば、2012年の次期大統領選挙における劣勢が伝えられるオバマ大統領
にとっては、痛い政治的失点かもしれない。その一方で、大統領令による、連邦政府と請負業者と
の契約関係を通じた被用者保護には、一定の前進が見られるのも事実であり、公契約論議が行われ
ている日本においても大いに参考となる事例でもある。また、Becker氏のNLRBの局委員会メンバ
ー指名における大統領の意欲は並々ならぬものがある。

これらの内容を概観すれば、この分野における大統領の取り組みについては、今の政治状況を考
えれば、一定の評価をしてもいいと考えられる。そして、次期大統領選挙を前に、これらの分野の
政策展開がどのようになされるか、今後も注目が必要なようである。

(ぬまた・まさゆき 大阪経済法科大学法学部准教授)

法政大学大原社会問題研究所・ワーキングペーパー	
「高齢者の在宅ケア，一步を進めるために」(加齢過程における福祉研究会記録) シリーズ	
最新刊	No.46 高齢者の在宅ケア，一步をすすめるために(総括)(2011.11)(500円)
既刊	(No.14以降，各500円)
No.4,5	高齢者の在宅ケア，一步をすすめるために(1997.3,11)
No.6,8	在宅高齢者と地域医療(1998.5,11)
No.10	在宅ターミナルケア(2001.2)
No.14,15	高齢者層に全人的復権を目指すリハビリテーションを(上)(下)(2003.5,2004.2)
No.20	介護保険制度の定着・転換期における運営の実態と課題(2005.2)
No.23	高齢者の住まいとケア(2005.10)
No.26	介護保険制度改正過程における経験と課題(2007.3)
No.29	改正介護保険制度実施に係る諸経験(2008.3)
No.30,31	高齢者介護の基本とケアマネージャーの視点(2008.11,12)
No.32	在宅緩和ケア・在宅ホスピス(2009.2)
No.35	認知症の人のケアと小規模多機能型居宅介護(2009.12)
No.37	高齢者の福祉・療養等に関わる公的計画と在宅医療に関わる医師会の指針(2010.2)
No.38	介護関連職種の社会的役割(2010.3)
No.43	小地域における福祉の組織化 介護予防、社会参加、生きがい対策(補遺)(2010.12)
お問い合わせ 法政大学大原社会問題研究所 tel: 042-783-2305 oharains@adm.hosei.ac.jp	